

平成27年度公益信託基金助成事業

フロン排出抑制法説明会

(平成27年4月施行)

入場無料

(対象)

冷凍空調機器のユーザーの皆様

設備業者の皆様 (施工・保守メンテナンス業者)

フロン排出抑制法により、責務が増えました。関係者の方は、ご参加ください。

平成25年6月、「フロン回収破壊法」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)と変更され、法律によって、多くの関係者に「遵守すべき事項」が課せられることとなりました。

特に、冷凍空調機器を使用している方々には、新たに「判断の基準」(簡易点検・定期点検の義務、修理しないでの充填の禁止等)が定められ、その基準に従って適正に管理する必要があります。(罰則もあります)

このフロン排出抑制法が、適切に運用されるためには、機器ユーザーの皆様のご理解が不可欠であり、是非、機器ユーザー皆様には、今回の説明会にご参加いただき、より「フロン排出抑制法」の内容をご理解したうえで、適正に機器を管理していただければと思います。

また、設備業者、施工・保守メンテナンス業者、充填回収業者にとっても、証明書類の交付や充填の際の「充填基準の遵守」等の責務が増え、その内容を十分理解する必要があります。(罰則もあります)

そのため岐阜県では、岐阜県冷凍空調設備協会と(一社)日本冷凍空調設備工業連合会と共催による「フロン排出抑制法」の説明会を開催することになりました。

是非、当該説明会にご参加のうえ、法律の内容をご理解いただき、地球温暖化防止にご協力ください。

1. 主催：岐阜県冷凍空調設備協会、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

1. 共催：岐阜県

1. 開催日時：平成28年3月15日(火) 午前の部：9:30~12:30
午後の部：13:30~16:30

1. 場所
ふれあい福寿会館「大会議室」
岐阜市藪田南5-14-53

●説明会の内容については、午前の部、午後の部とも同じ内容です。どちらか、ご都合のいい時間帯をお申し込みください。

(「機器ユーザー」や「設備業者」等、どなたがお聞きになってもいい内容になっています)

1. 定員
190名(午前、午後とも同じ) ※定員になり次第締め切ります。

1. 申込・問合せ
岐阜県冷凍空調設備協会
Tel.058-243-0033 Fax.058-243-0033

1. 内容
①フロン対策の必要性
②フロン排出抑制法の概要(何をしなければならないのか)
③質疑応答

岐阜県冷凍空調設備協会 御中
 FAX : 058-243-0033

フロン排出抑制法説明会参加申込書

		受付No.	
ふりがな 氏名			
会社名		役職名	
会社住所	〒		
電話		Fax	
E-mail			
業種 (右記いずれかに ○印)	機器のユーザー 設備業者 (充填回収業者)		
参加会場	ふれあい福寿会館 岐阜市藪田南 5-14-53 (TEL058-277-1111)		
参加希望時間 (右記いずれかに ○印)	午前の部 午後の部		

(会場地図)

